

大学図書館における「個人情報保護」

“Protection of Personal Information” in Universities’ library services

藤 倉 恵 一*

抄 録

2005年4月1日、「個人情報の保護に関する法律」が完全施行された。図書館においても例外ではなく、利用者情報や貸出履歴をはじめとする個人情報を多く蓄積している以上、その保護には細心の注意を払う必要がある。そのいっぽうで、個人情報保護について社会的に話題となっていることから、逆に無用な制限を施したり、過剰な反応をしたりする図書館も少なくない。本稿では、大学図書館におけるサービスの現場を中心に、大学図書館に携わる者が注意を払うべきポイントを述べる。

目 次

1. はじめに
 2. 「図書館の自由に関する宣言」と個人情報保護制度
 3. カウンター業務と個人情報
 - ・利用者登録
 - ・貸出
 - ・督促・資料到着その他の通知と掲示
 - ・ILLと「第三者提供」の問題
 4. 利用者管理と個人情報
 - ・カウンターの端末とその周辺
 - ・サーバに蓄積されたデータ
 - ・メールに関する問題
 - ・利用者に開放した端末
 - ・利用者行動の「管理」
 5. 資料にまつわる個人情報
 - ・名簿をめぐる話題から
 - ・発注時の注意事項
 - ・目録と個人情報
 - ・人権・プライバシーを侵害した資料
 6. おわりに～図書館が心がけること
- 参考文献
参考資料
「個人情報保護の保護に関する法律（抜粋）」

○ 1. はじめに ○

2005年4月1日、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」が完全施行された。また、各種法人・行政団体等にそれぞれ応じ

た法律・条令類の施行・制定が相次いだ。

社会的には、近年主にインターネットを通じた顧客情報の漏洩・流出事件が相次いでおり、個人情報保護法の完全施行にあたって世間の関心も多く寄せられ、2004年の夏・秋頃からビジネス雑誌の特集や解説書の類が相次いで見られた（2004年夏頃からの出版点数は100を超える）。

図書館界においても例外ではない。完全施行前の半年間だけでも、2004年9月の春日井市図書館メールアドレス流出事故（お知らせメールの宛先指定がBCCではなくCCになってしまい、398件のアドレスが流出した）、10月の三重県立図書館利用者データ盗難事件（図書館システム会社のSEが持ち出した利用者約13万件のデータが入ったノートパソコンが盗難に遭った）、2005年2月の高槻市立中央図書館利用者登録情報盗難事件（カウンターの上に置かれていた新規登録利用者89名のリストが盗まれ、リスト中の女性宅に図書館団体を名乗る人物から不審な電話があった）といった事件が相次いだ。

筆者の所属している大学でもそうだったが、特に私立学校の場合は「個人情報保護法」の直接の

*ふじくら けいいち 文教大学越谷図書館 平成17年10月7日受理

対象となるため、学内研修などが催されているところが多い。しかし、図書館関係者がそれら研修を受けたり、解説書や記事を目にしたとしても、図書館の現場や実施しているサービスに当てはめて考えてみると不自然な印象を受けるものが少なくない。たとえば、「第三者提供」とILLの問題などはその端的な例である。

そして、私立大学・学校図書館は個人情報保護法が適用されるが、国立大学図書館や独立法人化した公立大学の図書館では「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）」を適用、法人化前の公立大学図書館や公立学校の図書館、公共図書館では法律ではなくそれぞれの設置母体となる自治体が定める個人情報保護についての条例を適用、といったように図書館によって適用される法令が異なることから、図書館の現場からすると「何を基準に考えればよいのか、それすらもよくわからない」という状況に陥りやすいようであった（専門図書館においても当然設置母体により適用される法令がそれぞれ異なる）。

図書館員のメーリングリストでもこの話題は飛び交ったし、日本図書館協会事務局や図書館の自由委員会には館種を問わず多くの質問が寄せられた。筆者は2003年7月から日本図書館協会図書館の自由委員会に所属しており、個人情報保護制度と図書館との関わりについて勉強する機会を得てきた。その過程でいろいろな事例を知りえたが、図書館の現場では混乱や過剰反応といった対応が目立っているように思われる。

本稿では、大学図書館の現場におけるさまざまな場面での個人情報の取り扱いについて言及していく。

○ 2. 「図書館の自由に関する宣言」と個人情報保護制度 ○

戦前に見られた公的権力による図書館への介入

や検閲から自由である、という高邁な精神のもとに立ち、図書館サービスの根幹ともいべき基本的かつきわめて重要な理念となる「図書館の自由に関する宣言（以下「自由宣言」）」は、1954年5月、全国図書館大会および日本図書館協会総会において採決され、その25年後の1979年5月30日、日本図書館協会総会において改訂が決議された。この1979年改訂時に「利用者のプライバシー」について明文化されている（以下引用）。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

図書館サービスにおいて、自由宣言のこの箇所はごく一般的に注意を払われ運用されている（と信じている）。しかし、図書館員の非専任化（業務委託や派遣職員の導入）や特に私立大学図書館において昨今多く見られる他部署との職員人事による、経験の浅い、あるいは図書館員として訓練を受けていない職員が図書館に増えることにより、「利用の記録は他者にもらしてはいけない」ということが、カウンター業務マニュアルの一文以上の意味を持っていないのが実情ではないだろうか（そしてこれはこのことは大学図書館員に限った話ではない）。

自由宣言の意味を知っている図書館員にとっては、個人情報保護制度が図書館にとって「いまさら」なものであることにすぐ気づくはずであるが、同時に、これらの制度を解説した図書や記事と、実際のサービスとの矛盾、あるいは違和感に気づ

いたことと思う。

実際のところ、自由宣言と個人情報保護制度の守備範囲を比較してみると、自由宣言はよりセンシティブな情報保護（プライバシー保護）を志向しているものの、根本的な部分や目的とするところにはほとんど違いはない。つまり、図書館が自由宣言に則して活動することは、個人情報保護制度に矛盾していないことになる。

個人情報保護法の完全施行に前後して相次いで刊行された個人情報保護関係の解説書の類（その多くは民間企業における顧客情報保護の観点に立脚するものが多い）では、「個人情報（生存する人物の氏名・住所・電話番号・容姿など個人を特定できる情報）」と「プライバシー情報（個人の趣味・思想・行動の記録・収入など）」を明確に切り分けて対応せよ、と示しているものが少なくない。これは事業者の対応としては決して誤りではないが、図書館の自由においてはその両者を保護することを謳っている。図書館にとって個人情報の保護は当然のことであり、プライバシーを守ることが宣言において求められているのである。こういう対応を昔から行ってきた図書館に対して「個人情報とプライバシー情報を区別して対応せよ」といわれても「ピンとこない」のは当然である。

先にも述べたように自由宣言の趣旨が図書館員に深く浸透していない現状では、「ピンとこない」ことすらないかもしれない。図書館において当然のように行われているサービスのすぐ裏に、個人情報保護の落とし穴——セキュリティホールと言い換えてもよいのかもしれない——があることだけは注意しておかなければならない。

○ 3. カウンター業務と個人情報 ○

利用者と直接対応するカウンターこそ、図書館における個人情報保護においてもっとも注意を払うべき場所である。

● 利用者登録

今日の大学図書館では一般的に、利用者データは独自に作成・入力するのではなく、学籍データを流用することが多いと思われる。ここで大事なのは、「入学時に大学に提出した個人情報が、図書館利用という目的でも使用される」ことが当該学生に正しく伝わっているか、という点である。これは図書館が独自に考えなくてもよい問題であるが、入学関係部署等が示すべき個人情報保護・取扱方針（プライバシーポリシー）に正しく含まれているかを確認しておく必要はあろう。これは、校友（卒業生等）の取り扱いについても同様である。同窓会等の名簿・記録を図書館利用者データとして照会・流用することがあるのであれば、そのことは同窓会の個人情報保護方針として明示されていなくてはならない。

学外者の利用登録については、もちろん図書館独自の方針を示しておく必要がある。取得した情報の利用目的は「できる限り特定」しなくてはならないが、「図書館利用のため」というだけのことであればわざわざ明記する必要はない（個人情報保護法第18条第4項の4）。これにはたとえば督促や予約通知などに個人情報をを用いることまでは「図書館利用」という目的に含まれると解釈してよいだろう。

しかし、図書館からの広報や特定利用者宛でない連絡（たとえば休館のお知らせや新サービスの案内、広報物など）を登録時に聞いた住所やメールアドレスなどに送ることは「図書館利用のため」という目的だけでは曖昧に過ぎる。こういう場合は、利用登録時に「この連絡先に図書館からのお知らせをお送りします（することがあります）」などと明記しておくか、新たにサービスを始めるのであれば、別途に通知・公表する必要がある。また、登録にあたって年齢や性別などを問うている場合で、それを統計調査に用いるのであれば「利用動向の統計調査に使用します」などのように、明確に目的を示さなくてはならない。

● 貸出

貸出の手続きは利用者と、直接対応する図書館員以外の第三者には見えないようにするというのほどこでも行われていることではあるが、やりとりの中で書名などを読み上げない、などの工夫は（個人情報保護よりも自由宣言の範疇で）必要である。

自動貸出機を使用している場合には、本来付近に立つ者に利用状況が覗き込まれないような配慮が必要である。実際の運用は容易ではないが、それよりも注意が必要なのは、出力される貸出期限票に氏名などの個人情報が極力出ないように設定することである。

また、図書館システム内に蓄積された貸出の記録については、可能な限りすみやかに消去するのがよいとされるが、統計や特定資料の貸出回数記録などに貸出記録を用いる場合は、たとえば利用者番号や利用者氏名に該当するデータを削除するとか、「〇〇学部〇年」などのような本人を特定しないデータに置き換えることでプライバシーの保護を高めることができる（これについては、図書館システムの機能改善を求めたい）。

● 督促・資料到着その他の通知と掲示

延滞資料の督促、予約資料やリクエスト資料の到着通知などを掲示するのは、大学図書館では一般的に用いられているが、他の館種ではあまり見られていない。個人情報保護制度や自由宣言の観点からはあまり望ましいとはいえない、いわば「グレー」の問題である。

これは本来利用者が大学内部で特定できる範囲の人間であったことが背景にあると思われるが、学外者への図書館の開放も珍しくなくなってきた今となっては、その「グレー」がいつそう濃くなったと思われる。

しかし、実効性を考えるとこれらの通知をとりやめてしまうのは現実的とはいえない。工夫すべき余地はいくつかあるが、ここではそのいくつかの例を提示しておくにとどめる。

① 予約・リクエストについては、申し込み時に掲示による通知が出ることに本人の同意を得ておく。（本人の了解を得ておく工夫）

② 利用者への通知掲示を督促も通知もすべて一本化し、用件を示さず「図書館におこしください」とだけ伝える。（プライバシーを保護する工夫）

③ ニックネームなど本人と図書館のみに伝わる符丁で掲示する。（プライバシーを保護する工夫）

この③の対応は大学図書館においてはいささか幼稚じみており非現実的にみえるかもしれないが、工夫のひとつの手段としては有効である。符丁に「利用者ID（学籍番号など）」を用いる方法に切り替えた大学もかなりあるようだが、利用者IDは特に学籍番号を流用している場合、他の情報と照合することで容易に個人を特定することが可能であるから、定義上は個人情報に相当する。しかも掲示されているものが利用者IDだけである場合、掲示の対象となっている本人が自分のIDであると認識することは困難であり、掲示という手段が本来持っていた有効性（自分に対する呼びかけであることがはっきりとわかる、またある程度の速報性を持つ）を大きく損なうことにつながる。

重要なのは、「利用者の便宜を損なってはいけない」ことである。前述したが、「これを機に掲示をやめる」という対応をした図書館もあるという。予約や資料到着通知が迅速になされないことは、利用者にとって不利益であろう。電子メールだけで通知する方法も、100パーセント有効であるとはいいい切れぬ。携帯電話のメールなどでもない限り、学内で電子メールを見る頻度はそれほど高いとは必ずしもいえないであろう（学校・カリキュラムにもよるが）。

たとえば掲示を一律に②のようにするのではなく、督促と到着通知を分けるという考え方もあるし、①の対応であれば、現状のサービス申込用紙に一筆追加するだけで足りる。サービスの質を落とすことだけは考えるべきでない。掲示する以上「グレー」であることにはかわりないが、限りなく「シロに近いグレー」に近づけることは可能なはず

である。

実のところいざばん現実的で、かつ効果ある対応としては「特に申し出がない限り、これまでどおり掲示による連絡を行う」という方針を打ち出した図書館こそもっとも冷静かつ的確な対応だったのではないだろうか。「特に申し出がない限り」とオプト・アウト（利用者情報の掲示について、本人による拒否の意思表示）について明確に示しておき、その上で「(申し出がなければ) これまで有効であった方法を継続する」ことについて方針という形で「公表」しているのであるから、対応としては申し分ない。最近はこの対応をとる大学図書館もいくつか見かけるようになった。

蛇足だが、いずれの対応をとる場合にあっては資料名や資料IDを掲示物に含んではならないことはいうまでもない。

● ILLと「第三者提供」の問題

大学図書館において文献複写・相互貸借や訪問利用のための紹介状発行などの図書館間相互協力(ILL)は伝統的に行われてきた、必須の機能である。

しかし紹介状の発行は利用者を「紹介」するのだから、「自館の利用者の個人情報を相手館に提供する」ことになる。また、国立情報学研究所(NII)が提供するILL環境(NACSIS-ILL)では、文献複写や相互貸借の申込者氏名等の情報が相手館に伝わる仕組みになっている(複写の場合著作権保護の観点から、申込者の名前が明らかになっている必要がある)。

これは個人情報保護法でいうところの「第三者提供」に関わってくる(個人情報保護法第23条)。本来ならば同意なく提供できるものではないが、第23条第2項の要件を満たすことで可能となる。利用者には、先方の図書館に情報が伝わる旨を明示しておけば自館としての責任は果たしたことになる。

逆に受付館側としては新たに得る利用者情報のだから、本来の自館の利用者情報と同じように「適正に」取り扱えば、特に問題にはならない。こ

こでも、身構える必要はないのである。

依頼館・受付館を問わず、ILLの記録や作業用の帳票類、預かった紹介状などの保管・処分についても、慎重に行う必要がある。

○ 4. 利用者管理と個人情報 ○

ここでいう「利用者管理」とは、主にシステムが関連した話題を指す。コンピュータの発想≡システム業者の発想と図書館の(自由宣言の)思想とは土台が異なることから、システムは利用者情報を大量に蓄積し、特別な指示や理由がない限り保持し続ける。

問題は、個人情報に関わる事件・事故の大部分がシステムからの流出・漏洩あるいはシステムのデータを蓄積したPCの盗難によるものであるという点である。

● カウンターの端末とその周辺

カウンターの端末は利用者情報に直結している端末である。基本的にカウンターには職員が常駐しているものであるが、利用者応対上、無人に近い状態になることはありえる。端末操作が第三者によってなされないよう、一定時間操作が行われなときはパスワードを必要とするロックをかけるなどの対応が求められる。

また、利用者情報を検索・表示するようなシステムへのアクセスには別途パスワードを要求するなど、安易に外部の人間が触れることができないような仕組みにすることが肝要である。

同時に、帳票の出力などでカウンター内の端末のローカルドライブ上にファイルを作成する必要があるときは、

- ① 貸出・返却に用いる端末での作業はできるだけ避ける。
- ② 作成したファイルは事後速やかに消去する。
- ③ ファイル自体にロックをかける

といった対応が必要であるし、帳票類をいつまでもカウンター周辺に置いたままにしない、とい

うことはいうまでもない。2005年2月の高槻市立図書館での利用者情報盗難事件は、新規登録利用者のリストがカウンターに置かれたまま、数分放置された間に盗難にあったものである。

● サーバに蓄積されたデータ

一般的に図書館システムはサーバ~クライアントという構成でできているから、カウンターに置かれた端末がスタンドアロンで利用者情報や貸出情報を蓄積していることは少ない。前項で述べたようにローカルドライブでの作業にさえ注意していれば、万一カウンターの端末自体が盗難にあったとしても利用者情報が外部に漏れる危険は少ないといっておいよう。

しかし、サーバに保存されているから安全であるとは必ずしもいいがたい。サーバには外部からの侵入の危険がある。ネットワークの構成で侵入のリスクを回避・排除しているとしても、保守を100パーセント図書館でまかないきれない以上、そこにリスクが存在する。たとえば、図書館システムの保守業者との契約は念をいれておこなうべきである。2004年10月の三重県立図書館の流出事件は、システム保守会社と開発会社の間でのやりとりが図書館の関知しないところで行われ、かつ開発会社のSEが社外に持ち出した図書館利用者のデータを保存したノートパソコンが盗難にあったというものであった。

また、サーバを図書館で管理しているとは限らない。大学内のサーバ管理部署に預けている場合は、アクセス権をどこまで設定するかを考慮すべきであるし、あるいは学内であってもデータの扱いには守秘義務を確認しておく必要はあろう。ASP (Application Service Provider) などのように、サーバを外部に預けている場合はいうまでもない。

ちなみに個人情報の保護が社会的に注目を集める契機になった1999年5月の宇治市の住民データ漏洩事件は、住民基本データ約19万人分、外国人登録データなど計約22万件のデータをシステム

開発会社の再々委託先にいたアルバイト学生が無断で持ち出し、名簿業者に売却したものである。データを外部業者に預けるということは、こういうリスクを負っていることを忘れてはならない。

● メールに関する問題

電子メールについては個人情報保護の解説書などで頻繁に採り上げられている。一般的なものは宛先の設定 (TOとCC、BCCの使い分け) だが、2004年9月の春日井市図書館メールアドレス流出事故以外にも、少なからず起こっている事例と思われる。

また、図書館が注意を払うべき点は、「(特に学外利用者の場合) メールアドレスは必ずしも利用者本人が閲覧するとは限らない」という点である。前項で述べた督促や通知が図書館システムから自動で行われる場合、学生や教職員はともかく学外利用者には資料名などが伝わらないよう最低限でも配慮する必要がある。

● 利用者に開放した端末

利用者用に開放している端末のアクセス記録もまた図書館利用の記録の一端である。

直前、あるいは以前の利用者がなにを閲覧していたか、その情報を保護することは図書館の自由を守ることでもあるし、最近ではインターネットカフェなどの公衆的な端末における「キーロガー (キーボードを打鍵した記録をもとにIDやパスワード、クレジット番号などを盗み出す)」や「スパイウェア (個人情報や履歴などを盗み出すソフトウェア)」に関する話題も珍しくなくなっている。

最低でも一日ごと、可能ならば利用者が席を離れるたびに利用記録 (ログ) を消去し、また、コンピュータウイルスや不正な動きをするプログラム類を検知・除去する仕組みを取り入れるべきである。

● 利用者行動の「管理」

防犯カメラや入退室管理システムの記録もまた個人情報である。

特に前者の場合は、より具体的に、かつ広範囲に行動の記録を得ることになるから、事前に情報を取得することを利用者に「通知」する必要がある。具体的には、図書館の入口など目立つところに「防犯カメラ設置」と書くことで、個人情報取得の目的と取得内容を明示することになる。

後者の場合は、学生証など入退館カードを用いたシステムのほか、記帳式の入館（入室）者名簿・ノートの種類も該当する。直接的には、後から入館する者が前に入館している者の情報を閲覧できないよう配慮する必要があるし、システムの場合はそのログの扱いが図書館システム内のそれに比べて軽視される傾向が強い。データの投入などは可能な限り図書館員が行うべきであるし、保守などについて図書館員が直接タッチしないのであれば図書館システムの利用者情報と同様に、業者と守秘義務について念を入れた契約をすべきである。

いずれの場合も、情報を蓄積する期間は最低限必要な限度にとどめる必要がある。そして、万一図書館内で盗難や傷害など重大な事件が発生した場合でも、警察官などに安易に提供・提示してよいものではない。自由宣言で謳っているように、憲法第35条に基づく捜索令状の提示がない限り、貸出記録などと同様に図書館が守るべきものである。個人情報保護法第23条「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」という規定があり、その第1項において「法令に基づく場合」を第三者提供の例外として挙げているが、ここでいう「法令」とはこの場合憲法第35条に基づくものであり、ここでも自由宣言の趣旨と個人情報保護法は矛盾していない。

○ 5. 資料にまつわる個人情報 ○

2005年4月14日朝日新聞朝刊での報道「受刑者名簿を閲覧状態 明治～大正時代分金沢の図書館、取材後に禁止」で金沢市立玉川図書館における「名簿の扱い」が話題になってからというもの、図書館界では名簿を含む資料の扱いが話題となり

そして混乱を呼んでいる。

しかしそれ以外にも、資料を発注・受入し、整理し、書架に並べるプロセスにおいても常に個人情報がつきまわっている。

● 名簿をめぐる話題から

前述した4月14日朝日新聞報道は、金沢市立玉川図書館が所蔵する明治・大正期の受刑者名簿について、取材を通じて図書館が閲覧停止・OPACから削除したという記事であった。そして、6月10日付朝日新聞（大阪版）朝刊「名簿閲覧、23館『制限・検討』 都道府県立47図書館所蔵」という記事には「書架から撤去」「閲覧を禁止」など提供制限を実施している図書館がリストアップされた。

発端となった金沢の報道は本来なら「受刑者の子孫のプライバシーに影響する資料」が問題の焦点であったはずが、いつの間にか「図書館と個人情報の開陳」の問題にすり替わっているように見える。実のところ、この報道における真の問題点は「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」第32条第2項で「図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として保管している行政情報及び個人情報については、この条例は適用しない」と適用除外が明文化されているにも関わらず、図書館が「名簿類の利用を禁止する内規を定めた」こと、「当該資料を目録から削除」したこと、「当該資料について研究目的であれ利用を禁止」したことという、資料提供に対する考え方の点にこそ存在する（金沢市図書館ホームページ <http://www.lib.kanazawa.ishikawa.jp/>によると2005年10月1日現在『「個人情報の保護に関する法律」に基づき、一部の図書等については、貸出や閲覧をお断りする場合があります」という表現になっている）。

しかし、「個人情報が掲載されている資料」ということで真っ先に候補に挙がる名簿だが、その内容や刊行目的、刊行の範囲（一般の書店などで入手できるものか、会員など限定された範囲での刊

行か)、掲載に同意を得ているものかどうかなどで扱いは変わってくる。公刊されたものであれば、個人情報の掲載には相応の同意を得ているのが普通であるだろう。さらに市販されているものであれば、図書館だけが公開を拒む理由は何もない。

自由宣言においては、図書館が果たすべき社会的な役割について「図書館は資料提供の自由を有する」と謳っている。そして個人情報保護法においては第50条に「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」に使用することについて保護制度の適用除外が定まっている。これには、図書館資料として所蔵している名簿もまた該当すると考えることができる(自治体の条例の多くは先述した金沢の条例のように図書館の所蔵資料は適用外であると謳うものが多い)。

これについては日本図書館協会「JLAメールマガジン」第251号(2005年4月20日)及び図書館雑誌99巻6号の「NEWS」で、法を所管する内閣府個人情報保護推進室からも図書館資料が保護制度の適用(規制)対象ではないという回答を得ていることが報告されている。

再度、自由宣言を引用する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの。
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したものの。
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料。

このように、図書館資料の提供については自由宣言と保護制度の両方が提供の裏づけを行っており、安易に制限すべきではない。

ただし、卒業アルバムや同窓会名簿(いずれも公刊されているものではない)については特に学外利用者の図書館利用が一般的になったいままっては注意を払うべき資料であるといえる。これらはカウンターでの扱いとし複写を禁じる、学生のみ利用とする、などの工夫が必要である。

また、学協会の名簿など図書館資料に名簿の類が付帯しているものはその発行者が責任を負っているものである。(特に今後刊行されるものには)なんらかの取扱方針が示されているだろうし、これまであったものについても発行者の方針を確認するという方法がある。図書館として判断が必要なものもあるだろうが、「一律閲覧不可」と安易に決めてよいものではないはずである。

● 発注時の注意事項

図書の発注時は、事務処理の必要上受入担当者の氏名が書店や業者に伝わることもあるが、それは業務上のことであり、本当に配慮しなくてはいけないのは、「発注者」の情報である。

教員や研究者が図書館を通じて発注するときは、発注者の個人情報(氏名や所属)およびプライバシー情報(発注内容)の双方が業者という「第三者」に受け渡されることになる。特に注意が必要なのは、研究者から預かった定型の伝票などをそのまま発注票として業者に預けるような場合である。

書店の立場から見れば、営業上の重要な情報源であり、これをもとに新刊案内などを行うことになるから、書店に対し「この個人情報をこの発注に対する納品以外の目的に使用してはいけない」ということは困難である。発注者の側も提示した情報が新刊案内などに用いられることはある程度承知の上かとは思いますが、ダイレクトメールや売り込みに対する感情は人それぞれである。工夫としては、

- ① 研究者に説明の機会を設ける。

② 書店に個人名が伝わらないことを望む研究者は図書館と研究者および事務代行者（助手や研究室スタッフなど）といった内輪にしかかわらないような符合（例えば「英文研究室1」などのように）を用いる。

③ 書店に対しては発注で得た情報を無関係な領域の資料の案内に用いてはならないという確認（場合によっては契約）をする。

といった方法が無難といえよう。

● 目録と個人情報

日本図書館協会目録委員会は2005年6月に「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」の見解を発表した。その内容は、

① 公刊物から取得した目録上必要な個人情報（著者名や略歴等）については第三者提供の対象外であること

② 公刊物以外の情報源から取得した個人情報は（同意を得なければ）公表不可能であること

③ 目録情報を通じた匿名作品などへのリンクは（同意を得なければ）公表不可能であること

といった目録作成上の留意事項および作成者に対する個人情報取り扱いの義務・責任について言及されている。

個人情報保護制度に対する対応についてはこの見解によりある程度示唆されているが、これによって著者に関する情報の利用の一部に不自由をきたすことにもなった。

● 人権・プライバシーを侵害した資料

この章の最初で述べたとおり、公刊・非公刊を問わず、人権やプライバシーを侵害した資料については自由宣言においても無条件な公開を是とするものではない。

しかし研究資料としての価値がある資料であれば、一律非公開とするのではなく研究者には適正な条件下で利用させるべきである。金沢の受刑者名簿を例に取れば、OPACから削除するということでは明治・大正期の法制史や刑事事件研究者の

目からもこの資料の存在を隠してしまうことになり、研究機関・文化継承機関としての図書館の役割を自ら放棄しているといっても過言ではない。

○ 6. おわりに～図書館が心がけること ○

大学図書館のサービスの現場において個人情報を保護するために心がけるべきことのほとんどは、ここまででひと通り述べてきたつもりである。他にも、事務室内で各種の帳簿・名簿類などいろいろと保護すべき情報はあがるが、企業など一般的な事業所における個人情報の取り扱いと大きな違いはないので、本稿では割愛する。

しかし、見てのとおりここまで述べてきたことの大部分は「当たり前」に近いものばかりである。当たり前と思われるものだからこそ、携わる職員たちの意識もそう高くはならない。高まるのは警戒心ばかりである。警戒心が先行しては、満足なサービスが提供できるはずもない。

個人情報保護制度については世間的にも過剰反応である、という意見も出始めている。たとえば、2005年4月、JR福知山線で起こった不幸な事故において、医療機関が個人情報保護を理由に被害者の情報を開示しないということが起こった。生命に関わる事態である場合は法の適用除外となることが正しく認識されていなかった例である。また、学校の保護者連絡網の整備ができず、緊急連絡に不自由をきたすという例も、新聞の社説などでよく目にする。一部の行政機関などで個人情報保護制度を盾に情報公開を阻むような例すらも報道されている。ほかにもこの種の話は枚挙にいとまがない。

警戒心だけが高まって現場の意識が低いから、個人情報の流出事件は後を絶たない。むしろ法施行からいっそう増えた印象がある。2005年4月以降図書館界での個人情報流出事件・事故は本稿を執筆している今日まで報じられていないが、その前の半年間で発覚した図書館界の3件の事件・事故と同じことはいつ起きても不思議ではない。

個人情報流出のいちばん深刻な問題は「回復不可能である」ということである。宇治市の例のようにいったん名簿会社に売られればその売却先まで追うことは困難であるし、高槻市立図書館のように盗まれた情報が悪意を持って利用されることもある。

いっぽう、社会的信用についてはさらに深刻である。特に大学であれば、学校イメージとも直結しているから、万一にも図書館から情報が漏れたということのないようにしたい。

肝要なのは、まず個人情報保護や図書館の自由について理解を持ち、過剰な制限をかけないこと。また、図書館スタッフに「なぜ利用者情報・プライバシーを守るのか」「なぜ資料の提供に制限をかけないのか」を理解させ、自館の明確な個人情報保護ポリシーを策定すること。そして、利用者や図書館外の学内部署に、図書館は個人情報を厳重に保護していることをアピールすること。

実のところ、このような「当たり前のこと」を「うちの図書館では当たり前のことだ」と胸を張っていえるようであれば、その図書館には問題がないのである。

参考文献

本稿の執筆にあたっては、主に以下の文献および記事を参考にした（順不同）。また、URLおよびその記載内容は2005年10月1日に確認した。

藤倉恵一「いまあらためて『図書館の自由』～個人情報保護と自由宣言（特集・個人情報保護と図書館）」『図書館雑誌』99(8), 510-511 (8, 2005)

新保史生「図書館と個人情報保護法」『情報管理』47(12), 818-827 (3, 2005)

辰己丈夫「個人情報保護法のキモチ（特集・個人情報保護と図書館）」『図書館雑誌』99(8), 500-503 (8, 2005)

新保史生「図書館における個人情報保護とプライバシー保護の区別と対応のあり方（特集・個人情報保護と図書館）」『図書館雑誌』99(8), 504-506 (8, 2005)

「受刑者名簿を閲覧状態 明治～大正時代分金沢の図書館、取材後に禁止」『朝日新聞』朝刊、30

2005.4.14

「名簿閲覧、23館『制限・検討』 都道府県立47図書館所蔵」『朝日新聞』大阪版朝刊、1 2005.6.10

「個人情報保護法と図書館資料の扱い（図書館界ニュース）」『JLAメールマガジン』251

<http://www.jla.or.jp/archives/251.txt>
2005.4.20

日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」

http://www.jla.or.jp/mokuroku/kojinjoho_ncr.pdf
2005.6.11

岡村久道『個人情報保護の知識』日本経済新聞社 2005

岡村久道、鈴木正朝『これだけは知っておきたい個人情報保護』日本経済新聞社 2005

岡村久道、鈴木正朝『Q&Aこんな時どうする？個人情報保護』日本経済新聞社 2005

日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第2版 日本図書館協会 2004

その他、「図書館雑誌」連載の「こらむ図書館の自由」における名簿・個人情報保護に関するもの、および同誌内の各種ニュース記事、また個人情報保護法をめぐる新聞各紙社説・記事を参考にしたが、割愛する。

参考資料

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（平成十五年法律第五十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条～第六条） （省略）

第三章 個人情報の保護に関する施策等（第七条～第十四条） （省略）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

- 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。
- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

- 第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

- 第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について

訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三十二条～第三十四条 （省略）

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報

取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三十六条～第四十九条 （省略）

第五章 雑則

（適用除外）

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五十一条～第五十九条 （省略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

第六条 （省略）